

— 目 次 —

(3月28日)

告 示 .....	1
応 招 議 員 .....	1
議 事 日 程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	2
出 席 議 員 .....	2
欠 席 議 員 .....	3
議会事務局職員出席者 .....	3
説明のために出席した者 .....	3
開会、開議宣告 .....	4
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
議案第37号 .....	5
議案第38号 .....	9
議案第39号 .....	9
閉 会 .....	29
署 名 .....	30







対馬市告示第15号

令和4年第1回対馬市議会臨時会を次のとおり招集する

令和4年3月23日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和4年3月28日（月）

2 場 所 対馬市議会議場

---

○開会日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	春田 新一君
小田 昭人君	波田 政和君
小宮 教義君	上野洋次郎君
大浦 孝司君	作元 義文君
黒田 昭雄君	初村 久藏君

---

○開会日に応招しなかった議員

小島 徳重君

---

---

令和4年 第1回 対馬市議会臨時会 会議録(第1日)

令和4年3月28日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年3月28日 午後1時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第37号 対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例
- 日程第4 議案第38号 損害賠償の額の決定について
- 日程第5 議案第39号 令和3年度対馬市一般会計補正予算(第15号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第37号 対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例
- 日程第4 議案第38号 損害賠償の額の決定について
- 日程第5 議案第39号 令和3年度対馬市一般会計補正予算(第15号)
- 

出席議員(18名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 糸瀬 雅之君  | 2番 陶山莊太郎君  |
| 3番 神宮 保夫君  | 4番 島居 真吾君  |
| 5番 坂本 充弘君  | 6番 伊原 徹君   |
| 7番 入江 有紀君  | 8番 船越 洋一君  |
| 9番 脇本 啓喜君  | 10番 春田 新一君 |
| 12番 小田 昭人君 | 13番 波田 政和君 |
| 14番 小宮 教義君 | 15番 上野洋次郎君 |
| 16番 大浦 孝司君 | 17番 作元 義文君 |
| 18番 黒田 昭雄君 | 19番 初村 久藏君 |
-

欠席議員（1名）

11番 小島 徳重君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	國分 幸和君	次長	平間 博文君
課長補佐	柚谷 智之君	係長	犬東 興樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	伊賀 敏治君
観光交流商工部長	村井 英哉君
市民生活部長	二宮 照幸君
福祉保険部長	乙成 一也君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	黒岩 慶有君
建設部長	佐々木雅仁君
水道局長	立花 大功君
教育部長	八島 誠治君
中対馬振興部長	波田 安徳君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	藤原 亘宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	内山 歩君

午後1時00分開会

○議長（初村 久藏君） 報告します。小島徳重君から欠席の届出があつております。

ただいまから令和4年第1回対馬市議会臨時会を開会します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場の換気のため、出入り口を開放して会議を運営することといたします。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、1点報告いたします。地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会の議決により指定された2割以内の工事請負変更契約の締結1件の専決処分の報告があつております。タブレットに掲載しておりますので、御高覧ください。

市長から挨拶の申出があつておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 臨時議会の開会に当たりまして一言、御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和4年第1回対馬市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

去る3月11日に懲戒免職に至りました元職員の不祥事につきまして、市民の皆様、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけいたしますことを心からおわび申し上げます。

また、市政に対する信頼を著しく失墜させる事態となりましたことを深く反省いたしております。この事態を重く受け止め、再びこのような不祥事を起こさぬよう全職員に対し、公民としての自覚を促し、法令の遵守、服務規律の徹底を図り、市民皆様の信頼回復に努めてまいります。

本臨時会においては、条例の一部改正1件、損害賠償の額の決定1件、令和3年度一般会計等補正予算案件1件、合わせて3件について御審議をお願いするものでございます。

その内容でございますが、さきの3月議会定例会におきまして、私自身及び副市長の給料減額のための条例の一部改正議案を議決いただきましたところでございますが、その責任の重さから私自身及び副市長の給料をさらに減額するための条例の一部改正をお願いするものでございます。

また、元職員の不祥事により被害を与えた事件に係る損害賠償の額の決定と、損害賠償金の補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明させますので、よろしく御願い申し上げます。

次に、1件、御報告をいたします。

林業の持続的かつ健全な発展に寄与している林業経営体に対し表彰を行う、令和3年度第60回全国林業経営推奨行事において厳原町内山の内山林業合同会社が、対馬市では初となる最高位の農林水産大臣賞を先日、受賞されました。



内山林業合同会社は、約300ヘクタールもの森林経営計画を策定し、作業道の開設、伐採、集材、運材など木材生産の作業において、高性能林業機械による効率的な作業システムを構築し、素材生産量を増加させるばかりではなく、持続的経営のための再生林にも尽力されたことが大きく評価され、このたびの受賞につながったと聞き及んでおります。

また、代表の内山喜代太氏は、対馬木材業組合の組合長や林業関係の各種委員を務められるなど、対馬林業会の中心的な役割を担われており、今後も対馬の林業の発展に大きく寄与していただけるものと御期待申し上げるところでございます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（初村 久藏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、上野洋次郎君及び大浦孝司君を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（初村 久藏君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

---

### 日程第3. 議案第37号

○議長（初村 久藏君） 日程第3、議案第37号、対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第37号、対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

新旧対照表は2ページを御覧ください。

市長及び副市長におきましては、さきの職員の公金の私的流用に係る懲戒免職処分に関し、責任を重く受け止め、令和4年第1回定例会で議決いただきました自身の給料をさらに減額するもので、これに伴う条例の改正でございます。

内容につきましては、期間を「令和4年9月30日」までを「令和5年3月31日」までに延長し、給料月額を市長にあっては「100分の20」から「100分の50」に、副市長にあっては「100分の15」から「100分の20」に相当する額を減じて得た額に変更するものでございます。

なお、このたびの減給につきましては、市長及び副市長からの申出を尊重して提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。  
14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 3点ほどお尋ねをいたします。

大きい問題が発生しておるわけですが、今回この責任の取り方というのが、監督の責任と任命者の責任という別々になると理解しておるんですけども、それによろしゅうございますよね。はい、分かりました。では、今回は監督の責任ということですね。

今回の改正案なんですけども、たしか3月17日ですから今、10日ぐらい前ですかね。そのときの改正案が、市長が100分の20、これを100分の50にするんだと、今回ですね。副市長が100分の15を100分の20にするんだと。前は6か月だったけども、これを約1年間にするということですよ。

この17日から今日まで、まだ10日しかたっていないんですけども、先ほど改正の理由も述べられましたけども、再度この10日間でなぜ改正をしなければならなかったのか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） まず、1点目の職員の管理、監督の責任を負うということでございます。

任命につきましては、やはり対馬市の一応、最高責任者ということで、職員を採用したということでの任命ということで認識しております。

それとまた、2点目の先ほど3月17日に本議会におきまして条例改正を可決いただいたところでありますけども、今回さらに追加をするということですが、このことについてはなぜかというような質問でございますけども、前回、出したときに、要はまだ国や県等におわびに行く前に条例改正をお願いしていたところでありまして、そのときにはこれまでの処分関係で重い処分を自分に科していましたが、国また県の関係で、特に国のほうに上京いたしましていろいろと説明をしてきた際に、やはり今後の交付金の在り方、要するに職員の不祥事によりまし

て交付金等が凍結されたり、また不採用になったときには大変、市民に迷惑をおかけするというようなことで、私自身、もう少し自分でできる限りの、最大の重い責任を自分に科したというようなことで、今回、私自身は100分の50を1年間、副市長においては100分の20を1年間ということで減額処分を提案したものでございます。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この責任の重大さを感じたので改正をしたということですね、冒頭もそう言っておられましたが。じゃ、この10日前の3月17日、最初、出したまでは、この責任の重大さは感じてなかったんですか。ということになりますよね。（発言する者あり）いや、なりますよね。

それで、このように10日間ぐらいでごろごろ変わったんじゃ、ちょっと行政的には難しいでしょうども、それに対して今後の市政の取組をひとつお願いしたいと思います。それは後で。

あと2点目ですけども、今回、減給処分、市長さんと副市長さん、お2人ですけども、この2人を改正するということは、前回、部長、課長の減給もされました。このお2人に非常に失礼だと思っんですけども、その分の部長、課長の減給の改正、これは今回、考えられなかったのかということですね。

それと3点目ですが、この任命権者の責任、先ほど市長のほうから説明ございましたが。前回の本会議のときにも私、お話をさせていただいていましたが、このような大きな事件が発生したんだから、市長の退職金、それと副市長の退職金、これを考えたらどうかという話をしておりましたけども、その結果は出たんでしょうかね。その2点。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） まず、1点目の先ほど10日間ということでございますけども、先ほど説明いたしましたとおり、やはり国に向いて、いろいろとおわびをしながら御指導もいただいた中で、より責任の重さを痛感したということでの追加ということで御理解をお願いしたいと思います。

それと2点目の部長、そして課長の処分につきましては、この地方公務員法上、一番重い処分ということで、これ以上の処分は科せられないということでございます。

それと3点目の私と副市長の退職金を充てられないかということでございますけども、これも弁護士等に相談もいたしましたところ、退職金等を充てるということになれば寄附行為に当たるというようなことで、公職選挙法に引っかかるというようなことで、それは駄目ですよということでもあります。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） まず第1点目の、こういうふうな状態だからしっかりと今後、取り組んで、市政に取り組んでいただきたいと思います。

2点目ですけども、これ以上の処分ができないんだと、部長、課長の。公務員法があるんでしょう。それ以上できないというのは、この減給がこれ以上できないということですよね。

ここに対馬市職員の懲罰手続及び効果に関する条例というのがございます。確かに言われるように、減給は6か月以下の期間にちなさいと。そして、その分として10分の1以下にちなさいと載っていますが、この下にも一つあるんですよ、停職というのが。「第4条、停職の期間は、1日から6月以下とする」と。せっかく市長も副市長も改正したんだから、相手側に失礼ですよ。ですね。それで、この4条による停職の処分、これを考えたらどうですかね。

そして、先ほど3番目について、ああ、もう市長は本当は自分の退職金を充てたいんだと。しかし、これは弁護士等に話をすると寄附行為に当たるんだということですよ。だからできないんだと。では、寄附行為に当たらなければやるということでもいいんですね。そう理解してよろしいですね。分かりました。

前回の議会のおきもお尋ねしたんですが、知事選で通られた方は退職金をもらわないという、それも同じようなもんです、もらえば寄附行為に当たるんだと。しかし、条例を改正をすると、その分はなくなるんだと。だから新しい知事さんは退職金は要らないとはっきりと明言してあるんですよ。

ならば、そのような制度にのっとってやれば退職金、副市長もそうですけどね、退職金の提供ができるんじゃないですか。もう一回、2点と3点を。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） まず、部長、課長の処分につきまして、確かに停職とかいう処分はございますけども、これについては、あくまでも非違行為を了知していたにもかかわらず隠蔽もしくは黙認した場合についてというようなことであります。今回の場合は、そういった事案にはなっておりませんので、今できる処分の減給6か月ということでしております。

それと、退職金の件をいろいろと言われておりますけども、私の場合は前回の議会の場合にも申し上げましたけども、退職金を辞退するというようなことは、これまでも申し上げてはおりません。

そしてまた、この退職金につきましては、組合のほうに積立金をしておりますので、この退職金を、それを私が辞退しても、対馬市の利益にはならないというふうに考えております。

以上です。（「最後いいですか、最後」と呼ぶ者あり）

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 退職金は組合のほうに積んでおるちゅうことやから、それは市の利益にはならないということなんですけどね。

よく政治をされる方は、そのときにはそうなるかもしれないが、辞めるときなんかには、そのお金を市に寄附したときには選挙法には触れません。寄附行為に、ただ単なる寄附ということになるんですよ。そういう方法があるんで、やっぱり対馬市のリーダーとして、ぴしゃっと襟元を正して行っていただきたいと思います。

以上。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第37号、対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第38号

#### 日程第5. 議案第39号

○議長（初村 久藏君） 日程第4、議案第38号、損害賠償の額の決定について及び日程第5、議案第39号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第15号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） ただいま一括議題となりました議案第38号、損害賠償の額の決定について、提案理由とその内容につきまして御説明いたします。

議案書5ページをお願いいたします。

本案は、対馬観光活性化協議会の事務を担当していた対馬市観光交流商工部主事が、令和3年9月15日から令和4年3月1日までの間、131回にわたり株式会社十八親和銀行対馬支店において、同協議会名義の同銀行同支店普通口座から自己の用途に充てるため、合計、金5,966万1,481円の払い戻しを行い、これを横領したことが判明いたしました。これにより同協議会が同額の損害をこうむったため、本市がその損害を賠償するものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、対馬観光活性化協議会とは、令和2年1月に対馬市、長崎県対馬振興局、対馬市商工会、一般社団法人対馬観光物産協会、一般財団法人対馬市国際交流協会の観光関連機関で組織し、主に観光客誘致のための各種助成事業等を行う任意団体で、その事務局を観光交流商工部事務室に置き、同部職員が事務を行ってまいりました。

令和3年度はこの協議会において、一般社団法人長崎県観光連盟から受託した、「行っ得！つしまクーポン券事業」と、対馬市から受託した「対馬藩札事業」の2つの事業に関するクーポン券換金業務を行っていたものです。

つきましては、当該職員の対馬観光活性化協議会事務職員及び本市事務職員として、それぞれの関係性や位置づけについて、また協議会事務局の運営体制について、規約や事務遂行の実情と照らし合わせ、本市顧問弁護士の見解を仰いだ結果、国家賠償法第1条第1項の規定を適用し、公権力の行使に当たる公務員が起こした職務上の故意または過失として、本市が対馬観光活性化協議会に対し損害賠償の責を負う必要があるとの判断をいたしました。

したがって、同法第1条第1項で、本市は、対馬観光活性化協議会に公金横領額5,966万1,481円の損害賠償を行うものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 引き続き、議案第39号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第15号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、本市職員が任意団体「対馬観光活性化協議会」の預金口座から公金を着服し、同協議会事業に損害を与えたことによる同協議会に対する本市からの損害賠償金を計上するものです。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和3年度対馬市一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,966万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ356億1,703万9,000円

とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、19款繰入金2項基金繰入金は、財政調整基金繰入金を5,966万2,000円追加しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

7款商工費1項商工費は、対馬観光活性化協議会に対する損害賠償金5,966万2,000円を計上しております。

なお、損害賠償の内容等につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、御参照願います。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この点について7点ぐらいお尋ねしますんで、よくメモをお願いしたいと思います。

今回のこの6,000万は非常に大きい金額です。もう既に事業も終わっており、事業者の支払い、これも滞るのではないかとされています。そして、そういうのは早く支払わなければいけないんですが、それと関係者の信頼の回復、これをしなければならぬと思います。そのためには、責任の所在をはっきりとさせるということが一点と、もう一点は、法律に基づく支出、すなわち支払い、それをしなければならぬと思います。

それで、まず1点目ですが、この——ちょっと長くなりますけど、すいませんね。こういう事態が生じるときには、市のほうがつくっておられます、この対馬市損害賠償審査会というのがございます。これは昨年できておるものなんですが、まずこれに諮って、そして物事を進展させるわけですね。

この審査会なんですけども、どのようなことを審議するかというと、今回のように国家賠償法第1条及び第2条に規定する損害賠償をあるのかないのか。それともう一つは、賠償額の決定ですね。それと求償権というそうですが、これは横領した人がこれからの返済をするのかしないのかという大事な決め事をする機関なんです。

そして、よくできておまして、これも、じゃどういふふうな形で審議するかということなん

ですが、この8条には、「会長は、当該事故が重大な事故と認める場合は、審査会において有識者等の意見を聴取しなければならない」と。必ず聞きなさいよと、ならないと書いてあるんですよ。この審査会、これは審査をされたのか、されなかったのか。これが基で金額が決定されということですよ。されたのか、されなかったのかというのが、まず1点ですね。

そして、今回のこの金額の6,000万というのは、私ども対馬市の税金の中から比較すると土地の固定資産税というのがあります。年間、約1.8億円、それから比較すると6,000万というのは約35%なんですよ。すごい金額です。まず、その認識が必要だと思います。

これまでの流れなんですけど、何回も、る説明があつておりますが、3月2日に本人から報告があつて6,000万の横領が発覚をしたということですね。そして、この3月14日付で対馬観光活性化協議会より損害賠償請求書が来たということですね。市はそれに対して、資金の補填をするということで、この協議会——この協議会は長崎県観光連盟から受託事業を受けて、対馬市の職員がその換金業務に当たっていたという、こういう流れでよろしゅうございますよね、大まかは。ですね。

では、次、2点目ですけども、この協議会から損害賠償請求書をなぜ対馬市は受理をしたのか、受け取ったのかということなんですよ。よろしいですか。この同協議会は、協議会の規約に基づいて、この事務所を設置しているわけですね。今回のような事件が起きたわけですが、事務局の職員の使用者は同協議会になっておるわけです。当然その協議会の中で、部下が自己で発生した責任は、その会長がその責任を取るというのが一般社会の常識なんですよ。この同協議会が招いた不祥事の請求書を、なぜこの対馬市が受理しなければいけないのかというのが2点目ですね。

そして3点目ですけども、これが大きい問題だと思います。横領した元対馬市職員の監督者について、よろしいですか。同協議会の預金通帳名義は同協議会であるんですよ。対馬観光活性化協議会の規約第11条には、協議会に事務局を置くと規定しています。そして事務局員は観光商工課職員をもって充てるとしているわけです。そして、この財務に関する事項としては、第12条に協議会の予算編成、現金の出納、その他、財務に必要な事項は定めると定めておるわけですよ。

全員協議会にも資料が出ております、この請求書が。この資料の中に、昨年10月19日ですか、監査をしています、中間監査を。監査をしておるということは、以上を考慮すると、監督者は同活性化協議会になるのではないかとということです。その辺の返事をお願いしますね。

それと、4点目です。この請求書があるんですけど、これは活性化協議会で来た分ですね。この請求書の中に、国家賠償法第1条第1項により請求をすると明記してあるんですね、対馬市に送ったこの請求書の中に。協議会からこれを受け取ったときに、同法の1条1項の内容の説明をどのように受けたのか。この分だけじゃ分かりませんから、どのような内容を協議会のほうから説



明を受けたのかということ、これが4点目ですね。

そして同じように、この請求書の中に、本書面到達後1か月以内に支払いをしない場合には、法的措置を取るとまで書いてあります。これはいかなる処置なのか、どのように市は判断したのか。

そして第6点目は、今度は国家賠償法になりますけども。前回の議会のときにもお願いしておりましたし、私以外の議員の方も市のほうにお願いしとったと思うんですが、弁護士はほかにもたくさんおられると。対馬の顧問弁護士以外から話を聞いたかどうかという話を再三しております。これについてほかの法律の専門家から意見を聞いたのか、聞かなかったのかということですね。すいません、長くなって申し分ない。

それと、最後の7点目になります。この国家賠償法非常に難しい法律のようでございますが、この法律の中にこのような文章がございます。第1条第1項の分ですよ。「故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と。この文中の、この法律上の「他人に損害を加えたとき」、他人ですね。これは実際に相手側に被害を与えたとき、「他人」というのは住民などを含むんですよ、ほとんど住民だと言っても構いません。実際に被害を与えたとき、すなわち、対馬市が事業関係者に、この事業の中において、事業関係者に与えてしまった金額、例えば飲食店など、今回はその与えた未払いの金額は、約500万程度あります。市が提示しているのは、賠償金は約6,000万ですよ。残りの約5,400万円は、実際に事業をしたけれども、事業がコロナ関係で削減されたりして、そして残ったお金を、五千何百万を今回、横領をしているわけですよ。

この法律でいう「損害を与えた」というのは、実質に損害を与えた相手方、これでいうと、その飲食店などになるんですが、で、残りの約5,400万円、これはそこにあったんだけども使っていないんですよ。ということは、この金額の相手側の損害者はいないんですよ。この相手方がいない5,400万円、これは国家賠償法による適法に当たるのか当たらないのかという7点ですね、長くなりましたけども、よろしく。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） お答えをいたします。

途中、もし抜けたところとかありましたら、ちょっと申し訳ございませんけど、修正しながら回答させていただきます。

まず1点目の、対馬市損害賠償審査会、こちらのほうに今回の事案について提案をしたのかという質問ですけれども、これは、こういった事態が非常に重大であったということで、先に顧問弁護士さんのほうに相談をさせていただきました。そういった中で、会長の副市長、それから副会長の総務部長ですね、協議をいたしまして、顧問弁護士のほうに、まず相談をしようというこ

との中で、国家賠償法という適用のお言葉を頂いて、この審査会自体は開催しておらないというのが、まず1点目であります。

それから、協議会の請求書をなぜ受け取ったのかということでございますけれども、協議会の会長、副会長、それぞれ確かにそれぞれの団体の長であつたりの方々になっていただいて、この組織は成り立っております。

そういった中で、そこで事務をする職員というのが、おのずと市の観光交流商工部内の職員が、そのまま現在の職場の事務室の中でその事務を遂行していたということの中で、協議会の一事務員ではありますが、基本的には我々が市の条例にのっとってお受けした、それぞれの事務分担ということの一部として、この協議会の中のクーポン券事業等も行ってきたという認識でありますので、その職員が、市の職員が、こうした行為をしたということで、協議会の職員ではありますけれども、市としての、職員としての責任をとってほしいというようなことで、ここに協議会のほうから賠償請求書が出てきておるという認識をしております、それを受け取っております。

同じように、3点目の監督者は誰なのかということなんですけれども、こちらも協議会そのものの会長、副会長おられますけれども、もともとその事務を担当しておる職員は市の職員であります。ですから、基本的に監督者は対馬市、そして観光交流商工部であるというふうに認識をしております。

請求書の中の最後の文面にあります、1か月以内に支払いがない場合には法的措置をとらせていただくことを申し添えますという、確かに文面は入っております。そのところについては、その法的措置が何なのかというのは、今ちょっと私のほうでもお答えできません。申し訳ございません。

それから、今回のその国家賠償法に当たるのか否か、民法ではということも含めて、せんだってから御指摘いただいておりましたが、本市としましては、せんだって市長も申しましたように、対馬市の顧問弁護士が私たちの、その方針を立ててくださる柱になるということでもありますので、その他の弁護士さんにはお願いはしておりません。

7点目の国家賠償法の1条のところ、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えたとき」という、今、小宮議員さんの「他人」というところでの御指摘なのだろうというふうに理解をいたしまして、このことにつきましては、横領された額の中に、島内事業者へお支払いをしなければならないクーポン券の換金代金、これがもちろん入っております、その部分については、間違いのない、その島内の事業者様は被害を被っておられまして、それは小宮議員さんおっしゃるように、「他人」というその対象者となるものと理解をいたします。

それから、その他の5,400万円相当は、これは事業がストップしておいて使われていないんじゃないかと、あくまでもここで被害を受けたものはないと、それと、その「他人」というのがある市民、県民、国民という個人を当てて言うのではないかということでありましてけれども、いろんな法解釈の中で、我々としては、その「他人」というひとつの意味合いが、これは地方公共団体の職員であったり、もちろん議員の方々であったり、個人の方であろうと、それが法人の団体であろうと、同じように「他人」であるというような認識をいたしております。

つきましては、おっしゃいます、その島内事業者等でございますが、今回、補助金としてお受けをしています県の観光連盟にも、その損害を与えておるといような捉え方であります。

途中抜けました4点目の、そこも協議会のほうからというよりも、事務所のほうから事務職員、我々のほうでその中身を判断いたしまして、会長以下、皆さんと臨時会議を開いて、お互い意見交換し、そして意思の疎通を図って作成したというような状況であります。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） まずこの1点目なんですけどね、この審査会は開いていないんですね。じゃあ、この審査会のこの役目と、この規定は一体何なんですか。弁護士の判断だけで、聞いてみたけども、弁護士が開かなくていいよと、国家賠償法に当たるんだからいいよと言って開かなかったんですね。

いいですか。開くという意味は大事なところがあるんですよ、冒頭申しましたように。損害賠償金額を、この委員会で決定をするんですよ。大事な項目があるんですよ。なぜ弁護士がその権限がありますか。賠償金額を決めるのは、この審査会なんですよ。そして、横領した人の返済関係の、どれだけ返済するのかというのも、ここの求償権によって決定をするんですよ。ただ弁護士の話を聞いただけで、しませんでしたと。全体として体をなさないじゃないですか。そこをもう一つ。これをしておけば、さっき言ったように有識者の意見も聞けるんです、弁護士以外の話も。せっかくできている条例じゃないですか、ぴしゃっと生かさんといかんですよ。さっきの答弁からするとね。

それと、この2番目なんですけど、自分たちで、この請求書を受理したということですよ。この受理をしたのは、皆さんで話して受理をされたんでしょう、この文書そのものを。会長、副会長が、その協議会におるんだから、その中で文書は作成をしたということですよ。でも、実際にこの文書を作成したのは市の職員じゃないんですか。そうなんですよ。自分たちで作成をして、自分たちで、言葉は悪いようだけど、市に請求書を出しておるんですよ。そういう形が正当ですかね。正当なら正当と言ってください。

それと、この3番目なんですけど、回答としては、これは市が監督をしないと、この職員につい

てはですね。市が管理者だと、監督者だということによろしいんですね、いいんですね、それで。いいですね。はい。

そんならちょっとお尋ねしますけども、じゃあ、この市の職員と活性化協議会との契約の内容、今までお聞きする中では、公務員というのは本来は自分たちの仕事ばかりしなければいけません。でも、ほかの仕事をするときは、必ず業務命令書というのを出すんです、どこの市町村も。この業務命令書も出していないわけですよ。そして、換金業務も、ほぼその職員の勤務内でやっておるといふこと。ということは、対馬市の監督ではないんじゃないですか。相手側に何もしていないのに、そういうことになるんですよ。業務命令も出しとらんのに、どうして市が監督者になるんですか。ここを一つ。

それで、この4番目なんですけど、この請求書が出たときに、その内容をよく聞いたかという話を、私も失礼なことを言ったけども、それは無理な話よね。自分たちでつくっておるんだから。それと、この1か月の処分は、来たときに1か月以内に知らなければ法的処理をとると言われたが、それは分からないということでした、内容は。それはそうでしょうね、まあ自分たちでつくったんだから。それは何とも言えません。この弁護士については、もうそういうふうな形で顧問弁護士だけに話を聞いて、ただけだということですね。

それと、この7番目なんですけど、ここにですね、私もこの国家賠償法、それぞれ1条から6条まであるんですけど、いろいろと私なりに読んだり、そして、やはり知識の薄い私どもであると、やはり法律の専門家、この方に聞いて、そして自分なりに理解をしなければ、なかなか物事は把握できないんですよ。

私もその法律の専門家に、複数の方にお聞きしました。そうすると、この国家賠償法というのは、住民とか、そういう人を対象にして、そして、その方に損害を与えた場合ですね、例えば市の職員が何か市の重要事で、そこに与えた場合、そこに初めて国家賠償法が成立をするということですよ。で、先ほど説明したように、被害を与えた今回は、飲食店とかそういった限られた方には、もし当てはめるとすれば、この国家賠償法は適用できるんだと。しかし、専門家の意見としては、法律ですよ、他人の解釈もあるかもしれないが、実際に被害を与えた方でしか国家賠償法は成立をしないということなんですよ。でも、顧問弁護士もおられるから、いろいろ解釈あるんですけども、それが一般的な解釈です。

だから、今回、もし国家賠償法でやろうと思うならば、まず本来の国家賠償法でできる範囲、先ほど言った五、六百万円ですかね、この分は国家賠償法でもできるんじゃないか。そして、残りの約五千何百万円、これについては、国家賠償法には入らないんだから、別の形で正式に、別の形で出すと。今回みたいに一緒の形になると、法律から――に抵触した性質になるわけですよ。でも、たくさん捉え方がありますよ、この問題については、それぞれの専門家によって。でも、

一般的に私が述べたようなのが一般的な法律者の解釈です。

で、今回は、ぜひ出さなければ、一旦、いけないというならば、区分けをしてね、国家賠償法でできる部分とできない部分、これをぴしゃっと区分けをして、そして基金なり何から拠出ならいいけども、今回みたいに一緒に類いは、国家賠償法に抵触しますと私は考えますよ。その部分をもう一度。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 先ほどの、市が監督ではないのではないかといいるところもございました。確かに業務命令書というのは、出す形には全くしていないわけですが、先ほど少し申し上げましたように、基本的に市の条例にのっとって観光交流商工部の所掌事務を、私たちは命令を受けております。例えば、観光という部分でありますと、その観光を通じて地域振興とか、雇用の増大を図って産業振興と、そういった大きな柱の中で、それぞれの職員に事務分担を課して、課させてもらって、それを仕事とさせていただいているわけですが、その中の事務分担の一部という、私たちはその考え方の中で、この活性化協議会も動かしておるとい認識でありまして、そういう意味からしましても、先ほど申しましたように、あくまでも観光交流商工部のほうで命令を出した職員という捉え方をしております。

それから、請求書の作成ですけども、確かに作成そのものは観光交流商工部の職員自体で作り込みはしております。ただし、先ほど申しましたように、事が起こった後に臨時の会議を開きまして、そういった中で、会長、副会長以下含め、こういう立場になるということを顧問弁護士から受けておりますので、それに基づいて請求書等を作成していきますというような、臨時会議の中で皆さんの承諾を得た上で作成をしておるといことでもあります。

「他人」の解釈のところでございます。先ほども申し上げましたように、我々の、その頂いた弁護士からの考え方としましては、私、法人、併せて「他人」という考え方と、もう1点は、被害を、結局、補助金という形で頂いておりますので、それが横領されたことによって、その使われなかったものをお返しできないということになれば、長崎県観光連盟に対する、観光連盟のほうに被害を被るといことになりますので、これも一つの発生した損害といことの中で対象といふふう捉え方をしております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 小宮議員、質疑は、その自分の主張、意見を述べて質疑だけで簡単にしてください。

○議員（14番 小宮 教義君） 質疑じゃないですか。簡単な、7項目もあるから長くなるだけです。

○議長（初村 久藏君） いや、自分の意見を主張しよるじゃないね。

○議員（14番 小宮 教義君） 質疑じゃないですか。いいですか、質疑、いいですか。

○議長（初村 久藏君） はい、14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） やっぱり議長はですね、最高責任者だから従わんといけんですけども、質疑は質疑です。いいですね。もう最後ですから。

○議長（初村 久藏君） はい、お願いします。

○議員（14番 小宮 教義君） すいません。この職員は、あれですね、市の監督下にあるというお話ですが、これ捉え方で、非常にバランスを欠くわけですが。

この物事はそうなんですけどね、1人、2人、そして3人いた場合には、例えばこの業務命令書にしても、皆さんも契約もそうですけども、第三者に対抗するためには、必ず書面でなかったらいけないんですよ。書面で、相手側にしておけば、これは何ととっても市の監督権に入ります。それをしていないんですから。確かに換金作業はしたけども、書面などで相手に渡していないのに、幾ら、「いやあ、監督、監督」ちゅうても、それは通らないと思いますよ。

そうなると、活性化協議会の監督になるんですよ。それが一般的です。そしてですね、もし活性化協議会の監督になると、この法律がまた違ってきますんで使用者の責任になります。だから、冒頭申したように、部下の責任は全て活性化協議会がとることになるんですよ。それが普通の動きです。契約がなければ、そうなるんですよ。主張の仕方によって違うけどもですね、それが基本的な、一般的な考えです。

そして、もう一つついでに言わせてもらおうとあれですが、こういう組織の中で行われる場合、例えば、住民がおって、国があって、県があって、市があって、公務員がおるとですね、こういう組織の中で、この縦の組織においては、こういう横領については民法の規定になるそうです。民法の709条、不法行為の損害賠償というのが、判例も全てそうです。

だから、今回は、民法709条で対応するのが、今までの判例であり、常識的な判断だと思いますよ。議会が終わった後でもいいし、その辺をびしゃっと詰めていただいて。それと、その求償権、盗んだ、横領した人にお金を返済してもらおうんですが、これについては、はっきりと国家賠償法上の1条の2項による設定をしなければいけないんですよ。後にできないんですよ、それをやるのも、この審査会なんですよ。せめて、この求償権、このぐらいはですね、この審査会で審査してくださいよ。あるんだから。これが通って、初めてこういう議案になるんですよ。求償権については、ここでまた委員会でも開いてやってください。以上。

○議長（初村 久藏君） ほかに。7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） お尋ねしますけど、対馬市の顧問弁護士さんは国家賠償法に値するという事を言われたんですかね、このことは。言ってあるんですね。これは、私も3人ぐらいの弁護士にお願いして、いろいろ調べていただきましたけど、これは適用できないんですよ。

国家賠償法の第1条1項の文章を読んでもください。これはですね、対馬市の職員が対馬市のお金を横領した場合に、この文章は適用されるんですよ。この人の場合は、対馬市の職員が、よその協議会の金を横領しているんですよ。だから、この1条、先ほども何度も言われましたけど、1条の1項には値しません。

それで、財政調整基金から、国家賠償法に基づいて財政調整基金から出そうとしてありますけど、このことは、3人の弁護士からもお聞きしたんですけど、これは適用できないんですよ。その適用できないものを市長が財政調整基金から出そうとして採決をされた場合は、一応、市民団体は告訴するようにしています。それで、そうなれば、もう大事な問題になりますので、このことは、この協議会の規約第12条で、現金の出納その他の財務に関して必要な事項は会長が別に定めるとあり、協議会に責任があるんですよ、この問題は。だから、何で協議会は何もしないで、全部対馬市が何もかも持つような言い方を、聞いておればしてありますけど。

そして、本人に令和3年9月16日に通帳を渡して、それから10月19日に中間監査がっていますよね。このときに、1か月ですよ、1か月だから、このときに会長なり協会のほうで通帳のチェックをしておけば、1か月で済んでいるんですよ。1か月の使い込みで。だから、それもしていない。協議会に、これは大いに問題がありますよ。何で市が全部、その国家賠償法にも引っかけられないのに弁償せなできんとですか。

一応、これはですね、協議会が弁償するべきだし、私たちはこれを財政調整基金から採決で出すとしたら、市民団体が、もう待っていますから、告訴するように。大きな問題になりますよ、これは。市の財産ですよ、これは。

だから、私たちは考えるのは、3月29日までに払わんといかんなら、その金を財政調整基金から一応出し替えといて、あとの分をどうにかして集めて、財政調整基金に返すというなら、私たちが賛成しますが、私たちが賛成して、訴えられて、そして、市長が訴えられ、私たちが訴えられて、本当、歩に合いませんよ。

だから、その6,000万を財政調整基金から出すならば、後からこうして補いますよというなら私たちが賛成します。お願いします。あんまり協議会のほうが、全然出てこないじゃないですか、これ。協議会がほとんど責任ですよ、これ。どう思われますか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 今回の場合は、まず対馬市の活性化協議会のほうは被害者という立場になるということでございます。それと、その国家賠償法の対象にはならないのじゃないかということでもありますけども、今回の事案につきましては、この公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うことについて故意に違法行為をしているということで、被害者に損害を与えたものであるというようなことから、国家賠償法の1条1項に基づく賠償責任があるということござ

います。

それと、今回、損害賠償の額の決定等をお願いしておりますのは、この3月中に、県観光連盟、それからまた国等について、やはり今滞っているこの予算、お金、これをまず返すことが先決だということで御理解をいただいた上で、後はまた、今度、この国家賠償法の1条2項を適用いたしまして、本人に対して求償権で請求をしていくということになるということで、ちょっと時間的にはかかるかもしれませんが、一時立て替的なことで財政調整基金から今回の予算をお願いをしたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） あくまでも国家賠償法第1条1項ですつもりをしてあるでしょうけど、これには値しないんですよ。だから、その顧問弁護士がどうしてこういう結論を出したのかなと私は思うんですよ。

これは、ここの第1条第1項は、あくまでも市のお金を横領した場合であるですよ。この文章は、市のお金を横領した場合に適用される文章なんですよ。でも、あれは協議会のお金を横領しているんですよ、今度の場合は。だから、この第1条1項には値しないんだというのを3人の弁護士が言うんですよ。だから、市には、負担するあれはないと。みんな協議会が、それは責任持つべきだという結論にあるんですよ、弁護士さん。（発言する者あり）

だから、その協議会が全然出てこないじゃないですか。協議会が大体、請求書を出す自体もおかしかったですけど、第1回目んどの。あんな協議会、漫画のようなのやないですか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）全然、何もならんことですよ、あれは。自分たちが負担せなできんのに、市に対してああいうのを出すこと自体もおかしいんですよ。それをまたこっちが、市が受けて、市議会に出すということもおかしいし、あの文章読んだら、弁護士さん笑いましたよ。

だから、協議会があくまでも面倒見らなできんとです、今度。だから、私はさっき市長に言ったんですけど、何であなたが給料半分にするんですかという。あなたたちには、そんな責任ありませんよと、私、言いましたよ。あの職員は協議会のお金を使い込んでいるんです。市のお金なら、あくまでも第1条第1項に値しますよ、これは。市のお金じゃないから、何で顧問弁護士はこういうことを言ったんですか。だから、弁護士を何人かあれしたほうがいいですよと、何回でも小宮議員が言っているじゃないですか、今までに。だから、私たちは弁護士を全部替えましたよ。全部調べました。そうしたら、国家賠償法第1条1項に値しません。残念ですけど。これをこのまま財政調整基金から出すようなことをしたら大変なことになりますよ、採決したら。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。



○市長（比田勝 尚喜君） あくまで私たち対馬市の顧問弁護士がいらっしゃいます。この顧問弁護士事務所には3人の弁護士がいらっしゃいまして、その3人で協議をなされた中で国家賠償法の1条1項に該当するというご様子をお示しをいただいているところでございます。

対馬市といたしましては、やはり顧問弁護士を信頼いたしておりますし、この顧問弁護士の指導に基づいて、粛々と事を進めていこうと思っております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） あのですね、この財政調整基金から出すならば、どういうふうにして、あと補いますよということをお願いすると、私たち議員も、その団体に、賛成した議員は訴えますよと言われてよつとですから、それやけ、市長も訴えられる、私たちが訴えられる、そやけ、私たちが賛成しませんよ。そうせんと、ばからしい、訴えられて、あんた、大変ですもん。そやけ、何から、この31日までに財政調整基金から出し替えておきますと。その後、こうこうして補いますよちゅうことを言ってもらえれば、賛成します。（「議事進行してください」と呼ぶ者あり）

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） まず、財政調整基金を取り崩しまして、その手当を行いたいということは御説明申し上げております。その上で、この国家賠償法の1条の2項のほうを適用いたしまして、求償権によって、この当該公務員に対して請求を行ってまいりたいと思っております。ちよつと時間が少々かかるかもしれませんが、そこは、粛々と進めていきたいというふうに思っています。

○議長（初村 久藏君） ちよつと待ってください。まだよけいあるかね。（「あるよ、あるけどそんなに簡単にできることやないたい」と呼ぶ者あり）

休憩をしたいと思います。再開は、2時40分からいたします。

午後2時27分休憩

-----  
午後2時39分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 事務局でも結構ですが、市長でも結構です。損害賠償についての3月16日の資料を持っておられますか。これに基づいて質問いたします。

3ページ、この11番に、本人が返すべき資産、あるいはそこらの内容について調査中ということでございます。このことを1つ答えをいたしてください。

それと、これは、市が国賠法で損害賠償を行う。これに対する本人の損害賠償を求める。ここを簡単な格好で書いております。で、参考資料の一番尻です。ここの損害賠償金に係る問題も、今のように、今回、補正予算の財源は財政調整基金から繰入金としておりますが、今後、市から当事者に対して同額を損害賠償請求し、その収入を財政調整基金に返還しますと、このように書いていますが、私は、今回の財源のつく方向は、今のやり方では恐らくうまくいかないという思いがあります。

それで、現状を、この11番と12番の関連、そういうことが可能であるかというふうな判断をしてください。市から出された資料は、必ず返すというような言い方に、文言はなっております。しかし、私はその辺を、今回の財源の確保は非常に不安定なことを、確信を持ってやるような気がします。これは真剣に考えてくださいよ。部長あるいは市長、本人が返す能力や、あるいは、そういうふうなことが裏づけがないと、この金は市の財政に大きな穴を空け、返す償還を先送り、次代の皆さんにツケを渡すようなことになりますよ。その責任が今にあるんですよ。市長、担当部長でも結構ですが、11番と12番を回答してください。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 本人の返済能力というところでございましょうか。資産等については調査中ということで、本人については、将来にわたって返済していく意思はあるというような表現は確かにしております。

で、横領が発覚した当初、我々の中で本人に対して調べていく中で、口頭ではそういった発言の中で、本人も返していくんだというようなことは言っておりました。ただし、これが、今おっしゃいますように現実問題としてどこまでそのことが、意思はあってもできるのかということは、もう確かにそのとおりであります。

ただし、本人もその思いを形にということで、直筆の念書は書きまして、今ここにそのものは持ってはおりませんが、一部分引用しますと、自分のまいた種は自分で刈り取らなければいけないので、市の指示に誠実に従って返済に進んでいきますというような文言で念書は取っておるという状況ですけど、何度も申しますが、その現実問題としては、そこはちょっとかけ離れたところも感じるところであります。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 市長、私はこの係る根拠の国賠法の適用、そして、返す当分の、先ほどの財政調整基金に対する本人の対応が可能かという判断は、今の現在の体制の中で私は決定せにやいかんと。そうしますと、無理なことをそういうふうに書いて先に送るということは罪なことでもあります。私は、その罪なことをやっていると思います。市の今の在り方は。

それで、今回、上程された38号の根拠を私は1つ修正したらどうかという一議員として思いがございます。これは、国賠法もクエスチョンマーク、個人の償還もクエスチョンマーク、この中で生まれてくることはあまりいいことはない。かように思っております。

それで、起こしたそういうふうな内容は、全国あるいは長崎県においても非常に困った話を対馬市は突きつけてきたと、こう思っておると思います。その中で、潔くこの体制の中で対馬市の特別職、管理職そして一般職員、そして対馬市議会含めて、この6,000万に近い金をどう負担するかを話し合ってみましょうや。私は、この38号を取り下げても、このことに一日費やして、そして話し合いができれば、銀行に走っていただきたい。それは私は時間的に可能だと思っております。そういう話が、私は今日の採決に臨む前に遅いと思うんですけども、どうも市の財政に大きな穴を空けたものは戻ってこんように思います。それを書類で何とかごまかしてことを納めるちゅうことは、今を生きている人間として私はひきょうな格好だと思います。どうでしょうか。私は市長に財源のつくり方をもう一遍検討し直してほしい。そして、そうなれば、その前の37号も私はゼロにしまして、あなたたちのそのトップの責任以外の全ての対馬市の管理職、一般職そして対馬市議会、これが一つ結束して6,000万に近い金をつくってみましょう。どうですか。私はそれが一番いろいろ社会的に問題を与えない方法だと思います。その財源は市長と副市長、一つの判断であなたたちの、例えば退職金を担保に銀行に走って金だけつくってくださいよ。あとの負債は話し合ひましょう。いかがですか。いやいや、私はそのくらいのものだと思いますよ。それを自分は関わりたくねえということであれば、これ政治の世界じゃございません。私はそういうふうに、あなたたちの負担だけじゃ難しいです。全体かぶってもいいなという気がございますが、市長、いかがですか。あなたの意見を聞きたいと思ひます。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 大変ありがたい御意見というふうに捉えております。ただし、今現在、今日は3月28日でございます。3月いっぱい国、県のほうの、予算的にも穴を空けさせないようというところで、本日、この財政調整基金で取りあえず手当てをした上で、また、先ほど大浦議員のほうからも御指摘いただいたようなことは、話ができるというふうには思ひます。

そういうことでありまして、この3月28日、今日、議決をもらっても、もうぎりぎりセーフという具合なところまで追い込まれているところでもありますので、今回はこの38号、39号の予算については同意をいただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） いいですか。8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） 大概、意見が出そろったようなんですけど、まず一番先にやらないかんの、県に金を払わないかんというのが最大の問題なんです。で、大概、皆さんから意見

が出ましたので、理事者側でもそれは分かると思います。

しかし、そういう指摘もあったということは十分に考えて、これからもやらないかんと思うんですけども、まず今日の臨時会の大きな問題点は、財政調整基金を使って取りあえず6,000万、県の観光連盟ですか、ここに払うのがもう時間がいっぱいだということなんです。それをまずこの議会で採決をしていただいて、オーケーをまず取るということなんです。

それで、残りのその6,000万円に対する補填はどうするのかという問題も1つあるかと思うんです。で、今回、市長も副市長も責任を取って50%カットするとの重い決断をされたと思うんです。しかし、私がこの前も言いましたように、こういう不祥事は行政と議会も一緒になって取り組んでいかないかんということも言いました。

で、これは議員の皆さんに提案なんですけど、議会としてもやはり何らかのことを、対策を考えないかんのじゃないかなと思うんです。で、1つ言いたいのは、議員報酬を10分の1カット、半年間やりますと。それと経費についても、議会の中の経費も削減をする。一つには政務調査費もあるでしょう。もう一つには、議会広報特別委員会というのを結成しております。これも年間1,200万ぐらいかかるのだらうと思います。で、これも廃止をするということになりますと、我々は議会の中であと3年ありますから、3年のうちに3,600万ぐらいここから捻出できると思うんです。やっぱりいろんなことを考えながら、その6,000万については協議をしていくべきだと思うんです。これをやることによって、例えば国・県に対しても、市長、副市長、部長、課長に限らず、議員も一体となって報酬を削減をした。そして経費の削減を図ったということを出して、国・県にそれを持っていけば、同じ人間ですから悪いようには取らんと思います。

それは、市長が県・国に行って、そこら辺まで議会も一体となってこの問題には取り組んでくれとるということを言いさえすれば、国も県も悪いようには私はせんと思います。

だから、もう一つには、この対馬観光活性化協議会、ここも責任があります。ですからここもやはり何らかの処置は考えてもらわないかん。私はそう思います。

それから、市の担当の部長、課長、ここについても連帯責任としてほかの部長、課長についても、議員がこんだけのことを考えてやるわけですから、職員の10分の1の給与のカット、ここら辺をやれば、国も県もしっかり受け止めてくれると思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そういう思い切ったことをやって、この問題を解決をしたらどうかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 大変ありがたい御提案だというふうに受け止めております。また、職員のほうにつきましては、この場で私がいろいろと言うことは、また差し控えますけども、議員

の皆様からもそのような形で御協力をしていただけるということは大変心強いし、また、対馬市といたしましても大きな進歩になるのではないかなというふうに思っております。議会のお力をお借りしながら、今後この難局を乗り切ってまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（初村 久藏君） 8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） やはりこういうことは連帯責任としてみんなで力を出し合って、そして対馬市がそれをしっかりとやっていくのは基本なんで、で、誰に迷惑をかけるかというのと、対馬市民に迷惑をかける。対馬市民の皆さんが、これができんやっただおかげで商売もうまくいかんということも出てくるんですよ。早くこれを解決せにやいかん。特にまだ未払いというのがあるということですから、今日は、今日の議会で先ほど言いましたその議員報酬の削減とか、政務調査費の削減とか、広報特別委員会の削減とか、こういうことを言いましたけども、これは後に話せばいいだけのことで、削減計画をつくれればいいわけですから、それは議員の皆さんと一体となって、議員は議員でしっかり話をやります。しかしながら、行政のほうも行政のほうでしっかりやっていただく。

それと、対馬市のその観光活性化協議会、ここにもその旨を、議会も一緒に取り組んでやるよと。あんたたちも何らかの責任を取りなさいということを議会からも言われてますというようなことで、そこにも応分の処置を考えていただきたい。ですね。そういうことを踏まえて、今日の議会は取りあえず財政調整基金から6,000万補填をしますと、その採決をしていただいて、それを早く持っていかないと間に合いませんので、それを先に諮ってください。そうすることが先決です。私はそう思います。よろしくどうぞお願いします。

○議長（初村 久藏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認め、2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第38号、損害賠償の額の決定について、討論はありませんか。13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） それでは、皆様、大変お疲れさまです。

私は対政会の波田政和でございますが、会派を代表しましてこの38号の上程議案に反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどから、るる専門的な意見も加えましてたくさんのお話を聞きながら勉強をさせていただきましたが、今回の問題点は、先ほど来から国家賠償法の適用が正しいのか、間違いなのかが争点かなと思っております。

こう申しますのも、今、たくさん議員さんが前向きな答えを話されたことは確かに分かります。しかし、論点を間違ったらいかん。今回はそれをする、せんじゃなくて、行政側が賠償法を適用するかしないかということが論点でございますので、そこを履き違えないように考えていただきたいということが、私の言いたいところなんです。

そういった意味から、原点に立ち返り、対馬市民の方々が理解ができるように優しく話をしてみたいと思っております。

発端は、一般常識では考えられない公金着服ですよ。それが始まりで、事件そのものの内容は後に司法が判断をするから待つとしましょう。しかしながら、先ほどから返済見込み、それに伴った担保なりそういったものがまだまだ曖昧じゃないですか。その辺を皆さんがもう少し重要に考えていただきたい、ということが反対の趣旨でございます。

と思いますのも、市民皆様に今、話があったように、納得していただくために、やっぱりもう少し詳しい説明が必要じゃないかなと思っております。6,000万ですよ、着服が。観光の協議会の会計に財源不足に陥らせたということが引き金じゃないですか。それも、返済が不可能になりつつあるから、上司に相談して発覚したというような流れです。そういった意味から、まず、どういう人物か分かりませんが、自分のものと他人のものとの区別がつかないんですよ。人としてのモラルもへったくれもないじゃないですか。そういったことから、人材の任命にあきれざるばかりです。

それから、この人もそうですけど、自分の取った行動の責任の所在もはっきりし切らない。どうするかも分からない。それに対して皆さんが先ほどから説明がありますが、この皆さんの血税をまた補填しようと考えてある。補填するとは言わないです。先ほどから提案があつている中で、市長は答えないじゃないですか。それは分かりました。いい提案をありがとうございます、までは言いますよ。それからどうするのかを聞きたいんです。

そうなれば、先ほどから皆さんが言っておりますが、賛同しますよという話になつてないですか。この手の案件は、時間がたったら忘れるんです。そればっかに集中しておかれんでしょう。だから、今日、議決が欲しかったら後の回収をどうするというのを市長がはっきり話をさせていただきたいと思っております。

もっと分かりやすく言いますと、6,000万ですよ。単純に話をしますと、2万人の有権者に3,000円ずつ徴収しますよと言えば、6,000万になるんです。それと全く同じじゃないですか。そういった大それた話なんですね、本当は。市長をはじめ自分の金じゃないからね。普

通の一般企業なら倒産しますよ。まして、そういったことが起こったならば、社長とか株主が必死に再建を願ってやるんです。それが一般社会です。

そういったことを踏まえまして、先ほどから採決をちいう話がありますが、確かに議長は採決しなくちゃいけないです。いけないが、私は、我々議会人がこんな問題を軽々に議決という判断をすべきかなというのを、先ほど来感じております。

しかしながら、最終的にはそういう形になるかも分かりませんが、そこで、市長、もう一回考え直していただきたく反対しているわけです。決して対馬市をバックギアを入れるために反対しているわけではありません。しかし、明確にしないと、次の対馬はないじゃないですか。後々続きますよ。もう少し言うならば、もう10年か、15年か勤めたかしらんけど、退職金6,000万もらったんですよ。40年勤めてもそれだけもらえませんよ。そういうばかたれが今後も出てくるかも分からんじゃないですか。そういうことはないと思いますがね。

そういうふうには、30の年代ですから物心はついとると思いますけども、まあ魔が差したんでしょう。しかしながら、先ほどから皆さんが言われますように、根拠が曖昧。協議会が悪いのか、市が責任取らないのか。そういうところを一つ一つとっても、市民は納得できないです。その辺をもう少し分かりやすくやってほしいものだと感じております。

それと、着服をすることによって原資の不足が、返済ができないから、対馬市の今後の経済が低迷するおそれがあるという話を何回もされております。そんなことはないですよ。もしそういうことがあったなら、市長が腹を切りやいいんですよ。対馬市の単独財源でも使って皆さんに迷惑をかけないいいわけです。それはみんな、対馬の市民の方、拍手しますよ、それは。補助金ばかり頼ってやりよったちゃ、最終的にはどこぞとかに行き着きます。そういったことも少し考えてください。

私がこの、市長が大なたを振って、市民が苦しいなら何とか、先ほどから話がありますけど、いろいろな節約をしながらでもやっていく。皆さんがそういう腹を決めてありますから、それなら簡単な話じゃないですか。時間がたって忘れることがないような結論を出していただきたいなと思っております。

先ほどから何人かの議員さんも言われてましたが、この不祥事が行政が自分の不祥事だと考えたら、我々議会もチェック機能がなされてなかったちいうことになる。ということは、先ほどから話があるように同罪だという話になるから、私としましたら、軽々に市が悪いという判断をしていただきたくないんです。それをチェックするのが我々ですから。そういった意味もちょっと理解してください。

だから、やっぱり先ほどから話の中で両輪のごとくいっているというふうに私は理解をしておりますから、そういった意味も含めて、さらなる発展をしていきたいなという思いで反対してお

ります。

流れを時系列でずっと話していて、皆さんもう理解していると思います。私が終わった後に議決があるでしょう。確かに可決もするかも分かりません。しかし、私は立ちません。そして、結果として上程は、可決になった場合、可決した議員さん方は責任持っていたきたい。自信持って回収までやらせるんだちいう思いで、なれば、私は議会も行政も一体となって今後やっていけるとお思いますので、市長、ここも含めてよろしくお考えをまとめてください。

以上で反対討論を終わります。

○議長（初村 久藏君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第15号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

---

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長から挨拶の申出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 第1回対馬市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。



ます。

本日は慎重に御審議いただき、全ての議案につきまして御決定賜りまして、誠にありがとうございました。

本臨時会で議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。今臨時会における議員皆様から頂きました貴重な御意見につきましては、市政に反映させるべく取り組んでまいりますので、今後とも御協力賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、議員皆様をはじめ市民皆様方の御健勝と、ますますの御活躍を祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） 会議を閉じます。

これもちまして令和4年第1回対馬市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時12分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 初村 久藏

署名議員 上野洋次郎

署名議員 大浦 孝司